

社会福祉法人 ハイジ福祉会 役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハイジ福祉会の役員が次の各号の会議等に出席したときの報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
 - (2) 評議員会
- 2 前各号のほか、理事長が必要と認める会議等。

(報 酬)

第2条 役員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事は会議1回につき、5,000円とする。
- (2) 監事が監査を行った場合は、20,000円とする。
- (3) 監事が行政監査等に立会った場合は1回につき、10,000円とする。
- (4) 前各号の報酬は3月に精算し支給することができる。
- (5) 役員報酬の総額については、定款で定めている評議員の総額の2倍を超えてはならない。

(費用弁償)

第3条 役員がその職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。但し、遠距離等のため宿泊を必要とする場合に限る。

- 2 前条の旅費の支給方法は、ハイジ保育園旅費規程に準ずる。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月21日から施行する。